

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2021304
SK2022037
12保A006
12保B009
14保B004

③施設名等

名称：	児童養護施設漲水学園	
施設長氏名：	砂川繁信	
定員：		24名
所在地（都道府県）：	沖縄県	
所在地（市町村以下）：	宮古島市平良字西仲宗根745-5番地	
TEL：	0980-72-4960	
URL：		
【施設の概要】		
開設年月日	1972/3/27	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	
職員数 常勤職員：		10名
職員数 非常勤職員：		2名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		2名
有資格職員の名称（イ）	臨床心理士	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		4名
有資格職員の名称（エ）	教員免許	
上記有資格職員の人数：		3名
有資格職員の名称（オ）	看護師（兼務）	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称（カ）	管理栄養士（兼務）	
上記有資格職員の人数：		1名
施設設備の概要（ア）居室数：	18室	
施設設備の概要（イ）設備等：	自立支援室、図書室・学習室	
施設設備の概要（ウ）：	多目的ホール、ステージ、デッキテラス	

④理念・基本方針

- 1) 利用者本位のサービスの質の向上と経営基盤の強化を図るとともに、広く地域に貢献し、地域の人々に信頼され愛される法人を目指します。
- 2) 利用者の人権を尊重し、安全・安心・快適なサービスの提供に努めます。
- 3) 経営改革の視点と意欲を持ち、透明性が確保され、効率的でバランスの取れた健全な経営に努めます。
- 4) 地域社会の一員として自覚を持ち、地域と共生・協働に努め、地域に密着した福祉事業を展開します。

⑤施設の特徴的な取組

〈人的サービス面〉

- 1) 職員の支援技術向上の為、沖縄県発達障害者支援センターと連携した研修の実施
- 2) 児童の進学率向上へ向けて卒園児童の自立支援事業の積極的支援
- 3) 地域の生活困窮世帯児童を対象とした無料塾「外部学習支援にじいろ塾」の実施

〈設備・環境面〉

- 1) 定員に満たない状況において、児童居室の個室化（一人部屋）取組
- 2) エントランスホールやグラウンドを地域へ積極的開放し、交流の場を多く設ける

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022年8月2日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022年11月21日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもが意見等を述べやすい体制を確保し、周知対応している。

「法人の苦情対応要綱」が整備され、施設長を苦情解決責任者、管理課長と保育士2名を担当者として、第三者委員2名を設置し、苦情解決の体制を説明したポスターを玄関ホールに掲示している。子どもには「権利ノート」を活用して説明し、保護者には苦情解決の仕組みを記載した「入所のしおり」を配布している。男女各寮に「お話ボックス」（意見箱）を設置している。児童会議を開催し、毎年施設サービスアンケートと給食嗜好調査を実施して改善に取り組み、子どもが意見や苦情を述べやすい環境整備に配慮している。施設サービスアンケートの「浴室給湯器の温度が低い」等には、職員会議で検討し修繕等の対応がされている。「権利ノート」で説明を受けた子どもが、児相分室に電話や直接出向く等で相談したケースもある。対応内容等はホームページで公開している。子どもへのアンケートで「ここでの暮らしで『嫌だな』『困ったな』と思ったときに施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか」の質問に7割の子どもが「はい」と回答し、「あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい大人の方がいますか」の質問には、8割が「はい」と回答している。

関連項目：34, 35, 36

2. 子どもに対して自他の権利について理解を促す取組を実施している。

自他の権利についての正しい理解を促す取組として、「いいタッチ・わるいタッチ」の絵本を活用し、「男女の体の違い」や「自分と他人との距離感」等を教え、各寮に「わるいタッチ」を掲示し周知している。子どもの権利については、「権利ノート」を活用して説明している。「権利ノート」は、入所時に説明するとともに、毎年、職員と読み合わせをしている。低年齢児には、紙芝居や絵本を活用して年齢に配慮した工夫をしている。自傷行為のある子どもに「大切な体」の本を読み聞かせ、寄り添う支援に努めている。子ども間のトラブルには、双方から話を聞き「相手の立場になって考えるように」と助言している。職員は「子どもの権利を守るために叱らない支援」の研修を受講し、子どもたちへの穏やかな対応を心がけて支援している。各寮に幼児がおり、中高校生が抱っこして可愛がり、食事の面倒を見る等、子ども同士の思いやりの支援がみられる。併設の障害者福祉施設の利用者とも各種行事を合同で行う等、日常的に交流することで自他の権利について理解を深めている。

関連項目：46, 47

3. 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

子どもの行動上の問題に対しては、子ども同士での不適切な関わりがあった場合は、それぞれを別の場所に誘導し、人の嫌がることはしないよう説明している。職員への暴言等があった場合は、子どもが自室に戻り本人が落ち着くまで待つなどの配慮をしている。自己領域である本人の部屋が落ち着く場所となるように配慮している。暴言等により職員が特定の子どもに苦手意識を持つようであれば、ベテラン職員が中心となって対応の振り返りを行っている。児童相談所分室の相談員と連携し、子どもの行動について話し合う機会を持っている。心理療法担当が専任になったことにより、児童指導員等がその場で助言を得て対応できるようになっている。子どもの行動上の問題が起きた場合は、児童相談所や警察、専門医療機関等の参加による要保護児童地域対策協議会での協議を重ね、事態改善の方策を適切に対応している。

関連項目：62

◇改善を求められる点

1. 養育・支援の標準的な実施方法の定期的な検証・見直しが望まれる。

養育・支援の標準的な実施方法（マニュアル）については、実習生受け入れやボランティア規程、感染症対応や新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、支援計画票作成マニュアル等が作成されている。「法人の苦情対応要綱」の苦情対応の公開については、プライバシーへの配慮が記載され、支援計画票作成マニュアルには、子どもを尊重する姿勢として「子どもの意見を確認すること」と記載されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるよう職員室に設置し、新任職員には、新任職員研修時に施設長や管理課長から業務手順等について説明されている。マニュアルに基づいて実施されているかについては、毎年、正規職員を対象とした人事考課時に業務標準書（マニュアル）に沿って施設長と管理課長が評価・助言を行っている。

マニュアルに基づいて実施されているかどうかの確認の実施、及び検証・見直しに関する時期やその方法を施設として定め、定期的に検証し、必要に応じて見直すことが望まれる。

関連項目：40, 41

2. 他者の性を尊重する心や性についての正しい知識を得る機会の確保が望まれる。

子どもの年齢や発達状況に応じて、「いのちってスゴイ（赤ちゃんの誕生）」の絵本や紙芝居を見せながら、子ども同士の距離感や性について伝えている。小学校5年生の女子には、宿泊学習前に生理について説明するとともに、宿泊時には生理用品を準備して持たせるなど、性に関する疑問や不安に対応できるようにしている。

性について正しい知識が持てるよう、児童指導員や保育士、心理療法担当と共同で年齢や発達状況に応じたカリキュラムを作成し、カリキュラムを活用した学習会等の実施が望まれる。

関連項目：61

3. 福祉人材の確保、および人材育成の体制の整備が望まれる。

必要な福祉人事の確保・定着については、第4期経営計画に将来あるべき姿と目的・考え方を明記している。福祉人材の確保及び定着に向けた取組の強化を掲げ、人材育成要綱を制定している。必要な福祉人材や人員体制については、児童福祉施設最低基準に基づく職種と員数が規定され、正規職員は国家資格取得者又は、5年以上の経験者を要件としている。職務に関連する資格取得のための実習は職務専念義務が免除されている。その中で福祉人材として心理療法担当の専任や個別対応職員の配置及び基幹職員の養成等、専門職員の福祉人材の確保についての取組が実施されている。

今後の対応として、外部の心理専門員によるスーパービジョンを受ける体制の検討、及び現在管理課長が兼務している家庭支援専門相談員を専任にすることによる、職員の援助技術の向上及び施設全体の支援の質の向上が望まれる。

関連項目：14, 19, 64, 68

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審し現在の施設運営状況を評価していただきました。

評価結果から、施設全体で取り組んできた児童支援において、子供の人権・人格を尊重した安心・安全で快適な生活環境を目指した支援の取り組みについて一定の評価をいただきました。

子ども達へのアンケート結果では、職員が子どもの話を聞く機会を多く持っており相談しやすいと感じているとの回答が多かった点は、とても職員の自信に繋がります。

施設課題として「各種マニュアルは整備されているが、定期的な検証・見直しがされていない」「施設内で生活場面における個別の性教育は実施されているが、発達段階に応じた性教育の実施が望まれる」「職員体制において福祉人材の確保、および人材育成の体制の整備」のご指摘がありました。ご指摘の課題については、改善に向け施設全体での計画的な取り組みを進めます。

特に喫緊の課題として、福祉人材の確保の観点から、専門職の専任配置、外部心理士によるスーパービジョンの導入を進め、新任職員や中堅職員の援助技術の向上及び施設全体の支援と質の向上に取り組んでいきます。

⑨各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 評価結果（児童養護施設）

共通

評価項目		評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
着眼点	○ 2	理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
着眼点	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
着眼点	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
着眼点	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
着眼点	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、法人の理念と基本方針をホームページや第4期経営計画に記載している。法人の理念や基本方針、倫理綱領と一緒に施設の養育目標を施設内に掲示している。理念と基本方針は、年1回、職務会で職員に周知されている。学園だよりに養育目標等を掲載して、保護者に送付している。コロナ禍の前は保護者説明会を実施し、理念や基本方針、倫理綱領、養育目標、職員行動基準等の資料を作成して子どもと保護者に説明している。</p> <p>2年間、コロナ禍で実施できていない保護者説明会の再開により、子どもや保護者への理念や基本方針の更なる周知が望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。
着眼点	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。
着眼点	○ 3	子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
着眼点	○ 4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>施設経営をとりまく環境や経営状況の把握と分析について、社会福祉事業全体の動向は県内外の児童養護施設長会議や法人の全施設長が参加する経営対策監会議等に参加して把握している。地域の動向は、市の児童家庭課と連携し、併設の児童家庭支援センターや同センターが開催する相談業務担当者会議に関係行政機関や児童相談所分室（以下、児相という）が参加して情報交換し、地域の特徴や課題を把握、分析している。経営対策監会議で毎月、実績を検討し、利用率等については職務会で報告している。</p> <p>地域の各種福祉計画の策定動向や児童相談所（児相）の報告書等から、地域の特徴や課題の更なる把握、分析に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	<input type="radio"/>	2 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
	<input type="radio"/>	3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	<input type="radio"/>	4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	<p>経営課題に対する取組としては、小規模化及び里親支援として里親支援専門相談員の配置、人材育成や施設の老朽化等の課題を明確にしている。課題については、法人の管理者ヒアリング（1月ごろ）や年4回開催される経営対策監会議で共有し、年2回開催する法人の実績会議で検討している。経営状況（利用率や人件費、事業費、事務費等）は、職務会で月次報告の資料を配布して説明し、職員に周知している。夜勤専属を2名に増員して指導員や保育士の夜勤を減らし、兼任となっていた心理療法担当を専任配置に戻している。一時保護の児童を受け入れて入所につなげ、光熱水費の節減等にも取り組んでいる。</p>		
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	<input type="radio"/>	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	<input type="radio"/>	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	<input type="radio"/>	4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、3年間（令和3～5年）の法人の第4期経営計画が策定されている。経営目標として、4つの姿勢（利用者、社会、人材、マネジメントに対する）が明示されている。計画は、経営課題の改善に向けた具体的な内容で、数値目標を設定して実施状況の評価を行える内容となっている。計画は目標達成度管理表に沿って評価し、3年毎に見直されている。第4期経営計画には施設独自の課題として、施設小規模化に係る基本構想の策定が位置づけられ、施設毎のサービス提供方針も記載されている。</p> <p>令和3年度に予定されていた施設小規模化に係る基本構想の策定への早めの取組に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
着眼点	○	1 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	○	2 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○	4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>単年度の計画は、第4期経営計画の内容を反映させ、サービス提供方針に基づいた事業計画が策定されている。サービス提供方針には、利用者支援に係る8項目（基本的な生活習慣の確立、見守り・対話等による自立支援、権利擁護、感染防止、家庭的養護の推進、遵守事項、地域貢献事業）を掲げている。第4期経営計画には、権利擁護として受審が義務となっている第三者評価の受審も記載され、家庭的養護の推進としては小規模グループケアに向けた施設整備計画の推進が明記されており、施設の事業計画に反映されている。各項目毎に目標と取組内容を具体的に定め、地域貢献事業は時期や回数も予定に入れて実施し、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、事業計画は、管理課長が案を作成して職務会や課会議で配布すると共に、回覧や掲示によって職員に意見を求め、施設長と協議して決定している。事業計画の実施状況は課会議において、経営の月次報告で把握している。評価は、年度末の実績報告時に行われ、評価結果に基づいて見直されている。見直された事業計画は、職務会で説明し周知している。</p> <p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しに際して、職員が意見を表明しやすい配慮・工夫が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	
		2 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>事業計画の子どもや保護者等への周知について、コロナ禍の前は保護者会を開催して事業計画等を子どもと保護者に周知している。理念や基本方針、倫理綱領、職員行動基準、養育目標、前年度の実績報告等の資料を作成して子どもや保護者に配布・説明している。全体説明会の後、軽食と飲み物を準備し、子どもたちがバンド演奏やダンスを披露して、子どもと家族の交流の場を設定している。その後、各家族に分かれて個別支援計画の説明をしている。事業への参加について、保護者等には面会時や外出・外泊の送迎時に声を掛け、電話で参加を促し、子どもにはその都度声掛けしている。</p> <p>コロナ禍で中断している保護者会の再開、及び職員研修等も含めた事業計画の主な内容についても資料を作成し、子どもや保護者への周知と理解を促す取組が望まれる。</p>		
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
着眼点		1 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 養育・支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。	
コメント	<p>養育・支援の質の向上に向けた取組として、担当者を管理課長とし、定められた評価基準に基づいて毎年自己評価を実施し、集計している。分析・検討する場として、第1段階は職員が分担し、第2段階は施設長と管理課長を含むリーダーで検討し、改善計画を作成している。倫理綱領自己評価については、管理課長が集計し倫理委員会で分析・検討している。定期的に第三者評価を受審している。</p> <p>改善計画を作成して法人本部に報告し、職員に回覧して共有されているが、改善計画に沿って改善に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
	着眼点	<input type="radio"/> 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
		<input type="radio"/> 2	職員間で課題の共有化が図られている。
		<input type="radio"/> 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
		<input type="radio"/> 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		<input type="radio"/> 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>評価結果に基づく課題の改善策については、毎年の自己評価結果から課題を抽出し、2段階の検討を経て改善計画を作成して法人本部に報告し、職員には回覧により共有されている。改善の取組として、昨年度は子どもの養育・支援のための関係機関との情報共有や支援における活用を目標に社会資源を明確にしたリストを作成している。</p> <p>毎年、責任者と期間を定めて改善計画を作成して取り組んでいるが、子どもの状況やコロナ禍等で十分に組み立てていない計画については見直しが望まれる。</p>		
II 施設の運営管理			
II-1 施設長の責任とリーダーシップ			
II-1-1 施設長の責任が明確にされている。			
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。		a
	着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
		<input type="radio"/> 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。
		<input type="radio"/> 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。
		<input type="radio"/> 4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>施設長の役割と責任については、職務分掌で明確にして職務会で周知している。施設の経営・管理に関する方針は年度初めに職員に説明し、「学園だより」と法人の広報誌「紺碧」に就任の挨拶を掲載している。決裁規程により施設長不在時は管理課長が代理決裁することが規定され、権限委任等を明確にしている。</p>		

評価項目			評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>遵守すべき法令等を理解するための取組として、就業規程の服務規律により、利害関係者との関係を適正に保持し、事業計画に遵守事項を掲げ、職務会等で職員に周知している。法令遵守要綱に基づき、施設長を委員長として年2回、法令遵守委員会を開催している。施設長は、社会的養護を担う施設長研修と法人主催の経営に関する研修や会議に参加し法令遵守に努めている。職員には児童虐待防止法等の施設内外の研修を受講させ、働き方改革や男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正等について、職員に周知し、年次有給休暇の取得状況を随時確認している。</p> <p>就業規程の罰則に、「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」の明記、及び法人で作成した「ハラスメントは許しません」のチラシの見直しが望まれる。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
	<input type="radio"/>	6 (5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
コメント	<p>養育・支援の質の向上に向けた取組については、法人で定められた評価基準に基づいた自己評価と職員倫理綱領自己評価を毎年実施し、評価・分析を行っている。評価結果から課題を抽出し、2段階の検討を経て改善計画を作成して職員に周知している。年2回、倫理綱領委員会を開催し、職務会や課会議、支援会議においては「職員の提案」の機会を設けている。職員室の近くに施設長室が配置され、施設長は、子どもや職員と個別に対話し、意見や要望を聞いて運営に反映させるように努めている。職員の教育・研修の充実に取り組み、県内外の研修は、施設長も職員も受講している。</p> <p>改善計画にある事業計画の策定や福祉人材の確保育成等への取組も望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組について、施設長は経営結果を分析し、職務会で職員に月次報告をしている。兼任となっていた心理療法担当を専任にすることで児童指導員や保育士と連携して子どもの支援がしやすくなっている。児童指導員1名が正規となり、夜勤専属の職員を2名に増員することで児童指導員や保育士の夜勤を減らす等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。施設長は光熱水費や事務費、備品の管理等、月毎の実績も職員に報告している。ネットバンキングを利用して事務を軽減し、職員の出退勤や日誌、会計、栄養管理等にシステムを導入して業務の実効性を高めている。</p>		
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	<input type="radio"/>	2 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	<input type="radio"/>	3 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	<input type="radio"/>	4 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
	<input type="radio"/>	5 (5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。	
コメント	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する取組については、第4期経営計画に人材に対する4つの姿勢のそれぞれに、将来あるべき姿と目的・考え方を明記して取組内容が記載されている。その中で福祉人材の確保及び定着に向けた取組の強化を掲げ、人材育成要綱を制定している。必要な福祉人材や人員体制については、運営規程に児童福祉施設最低基準に基づく職種と員数が規定され、正規職員は国家資格取得者又は、5年以上の経験者を要件としている。職務に関連する資格取得のための実習は職務専念義務が免除されている。福祉人材の確保は、ホームページやハローワーク、地域の新聞2紙、職員の人的ネットワークを活用している。加算職員として心理療法担当を正規で配置している。全体的な業務の進捗状況の管理において、管理課長が兼務している家庭支援専門相談員（F S W）の配置が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	
		2 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	<input type="radio"/>	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	<input type="radio"/>	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
コメント	<p>総合的な人事管理については、理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にしている。法人として担当業務標準書（マニュアル）と働き方の指針や人間力評価による人事考課が実施され、施設長と管理課長で評価・分析している。法人独自の5段階基準に基づいて業務遂行能力評価を実施し、人事異動等の参考にしている。「夏休みはゆっくりしたい」という子どもの意見を把握した職員の提案により、夏休み中の食事時間を見直し、30分遅くずらして実施している。</p> <p>人事基準の作成、及び人事考課は正職員のみとなっているが、雇用形態にかかわらず全職員への実施が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の働きやすい職場づくりについて、職員の就業状況等の労務管理に関する責任者は管理課長で有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に把握している。兼任となっていた心理療法担当を専任配置し、夜勤専任職員を1人増員して、児童指導員と保育士の夜勤を減らしている。ストレスチェックや定期的健康診断を実施し、人事考課における自己評価や倫理綱領自己評価に基づいた管理者による面談も行っている。ソエルクラブに加入し、福祉医療機構の社会福祉施設職員退職共済や全国社会福祉事業団協議会年金共済に加入し、福利厚生事業として職員のサークル活動もある。産休や育休前後のワーク・ライフ・バランスへの配慮として、休憩時間の延長や短時間勤務、作業軽減など、法人としての体制が整備されている。契約職員については、社会福祉士等の国家資格の取得又は5年以上の経験を積むことで正規職員として採用している。</p> <p>着眼点8は職員の自己評価が0%となっているが、職員の相談窓口の施設内への設置等、働きやすい職場づくりに関する更なる取組に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
着眼点	○	1 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
		2 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
		3 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
		4 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組については、第4期経営計画に、利用者に対する姿勢として将来あるべき姿が明示されている。人材の育成においては各種教育や研修が明記され、自己開発支援や資格取得支援等の仕組みの構築を明確にしている。人材育成に関する要綱（平成29年作成）には、人材に対する姿勢と人事考課制度、期待する職員像が明示されている。働き方の指針には、人間力評価として個人の資質と仕事への取組、仕事に向かう姿勢・態度が記載されている。正職員は人事考課制度の対象で、管理課長や施設長が面接し、本人の意向や研修等について確認し、結果を法人本部に報告している。契約職員には更新時に面接を行っている。</p> <p>全職員にとってやりがいのある職場作りとして、職員一人ひとりの目標の設定及び年度末だけでなく中間における面接の実施が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
着眼点	○	1 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
		5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定、実施については、第4期経営計画に人材の育成の将来あるべき姿が明示されている。人材育成に関する要綱に期待する職員像が明示され、運営規程には専門技術や専門資格が明示されている。研修計画が策定され、コロナ禍によりZOOM等による教育・研修が実施されている。年度末の2・3月に次年度に向けて評価、見直しを行っている。研修計画に基づいた研修の実施を基本としているが、外部からの研修案内や職員の意向を踏まえながら、随時に研修を取り入れて対応している。</p> <p>定期的な研修内容やカリキュラムの評価と見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	<input type="radio"/>	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	<input type="radio"/>	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識を習得している。	
	<input type="radio"/>	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	<input type="radio"/>	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	6 (5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修等の確保については、法人で職員の資格等が管理され、施設長や管理課長も職員の専門資格の取得状況等を把握している。令和3年は、児童指導員と保育士の2名が新任職員研修を受講している。種別や階層別研修として、オンライン研修による権利擁護虐待防止研修や自立支援計画等の作成を受講し、児童養護施設研究大会等にも参加している。研修受講については、職務や技術水準、過去の実績を確認しながら、施設長と管理課長で人選している。内部研修は少なく感染症対策に関する研修が主となっている。職員一人ひとりが年1回以上は研修等に参加できるよう、情報提供や勤務体制の配慮をしている。基幹的職員研修の修了者が2名おり、日常的に職員への支援が行われている。</p> <p>スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の更なる向上に向けて、心理専門のスーパーバイザーの活用が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
着眼点		1 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	<input type="radio"/>	2 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
		3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	<input type="radio"/>	4 指導者に対する研修を実施している。	
	<input type="radio"/>	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生等に関わる専門職の研修等の体制の整備と取組については、「実りある実習のために」及び業務標準マニュアルが作成され、実習にあたっての連絡事項や実習生の心得、業務の流れ、誓約書等が明示されている。コロナ禍において実習受け入れを自粛し、昨年度は保育士等の実習生1名のみ受け入れている。担当者は基幹的職員研修を修了し、リーダー的立場にある。実習受け入れは管理課長が窓口となり、学校との連絡調整、実習内容のプログラムや実習期間中の連携等、現場の担当者とともに工夫して対応している。</p> <p>実習生等に関わる専門職の研修等に関する基本姿勢の明文化及び専門職種の特性に配慮したプログラムの作成が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅱ－３ 運営の透明性の確保			
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
	○	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページで法人の経営理念や概要、事業実績、決算報告、財務諸表、苦情相談の体制や苦情内容と対応、広報誌等の情報が公開されている。経営計画に明記し、法人として毎年、1施設の第三者評価を受審し、評価結果は県のホームページで公開されている。法人や施設の方針、社会や地域に対するビジョン等も、ホームページで分かりやすく説明している。施設が発行する施設案内やパンフレット等には施設の存在意義や役割、施設の活動等についても記載され、「学園だより」を毎年発行し、関係機関等に配布している。</p>		
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
着眼点	○	1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人の組織規程や文書取扱規程、経理規程、就業規程等が整備され、職務会等で職員に周知している。定期的に法人の内部監査を実施し、内部監査実施報告書の結果、是正処置が行われている。県による監査もあり、監査法人としての外部監査も行われている。法人の内部監査による指摘事項に基づいて経営改善を実施している。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
	○ 4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
	○ 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。
コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、法人の経営理念に「地域に貢献し地域の人々に信頼される施設」を実現するとし、第4期経営計画に、地域との関係の継続や施設機能の活用が明記されている。宮古島まつり等の各種地域行事は、職員で勤務調整を行って参加する体制となっている。漁港の浜辺の掃除や施設の開設記念日に通学路のゴミ拾いを職員と一緒にしている。近隣の公園を活用する際は、共に利用している地域の方と交流している。日常的な買い物は、子ども自身が近隣の店で自由に購入している。衣類購入については購入先が決められており、子どもはその店舗で選ぶことになっている。施設内のホールやグラウンドで学校の友人と一緒に遊ぶ姿があり、施設に遊びに来やすい環境にある。</p> <p>子どもたちのニーズに沿った衣類の購入等、地域の複数の社会資源を活用できるよう期待したい。</p>	
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明示と体制整備については、事業計画に「子ども個々の学力に応じた学習の提供、学習意欲を高めるための社会資源の活用に努めます」と明記されている。コロナ禍により、幼児対象の絵本の読み聞かせや中学3年の受験生対象の学習ボランティア等の活用は中止となった。ボランティア受入規程があり、申込書や誓約書、活動内容等が記載され、窓口は管理課長となっている。100万人のクラシックライブの支援を受け、コンサートを園内で企画開催している。園内レクとしてスポーツ大会が開催される際に、地元で移動販売をしている団体（good fellas kitchen）がボランティアで参加し、子どもたちの好きな食べ物チリドックを提供している。ボランティアに対しては、子どもとの交流を図る視点等、事前に管理課長から説明が行われている。</p> <p>ボランティア受入れに関する学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
	着眼点	<input type="radio"/> 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
		<input type="radio"/> 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
		<input type="radio"/> 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
		<input type="radio"/> 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
		<input type="radio"/> 5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
コメント	施設として必要な社会資源を明確にした関係機関等の連携については、保健所や小中学校、病院、児相、行政等、関係機関の連絡リストが作成され、職員会議等で情報が共有されている。要保護児童対策地域協議会（要対協）や地区児童相談業務担当者会議、地域自治会、防災連絡会等、公的機関や地域住民との関わりが定期または必要に応じて行われている。施設支援の課題について要対協で話し合わせ、関係者で情報を共有し対応策を図ったこともある。併設の児童家庭支援センターによる地域支援が行われ、市と連携した生活困窮世帯児童への学習支援事業「にじいろ塾」が継続されており、職員による送迎や学習支援も行われている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
	着眼点	<input type="radio"/> 1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
		<input type="radio"/> 2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
		<input type="radio"/> 3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、施設長や管理課長が併設の児童家庭支援センターを中心に地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。要対協や児相、学校等と連携して、児相分室や教師からの情報収集、及び地域住民に施設グラウンドを開放し、地区担当者や地域住民と交流する中で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。		

評価項目			評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
着眼点	○	1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	○	2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動については、第4期経営計画の社会に対する姿勢、地域における公益的な取組の推進、低所得者への配慮として、利用者負担軽減制度事業、生活困窮世帯児童の学習支援等を継続することが明示され、施設の事業計画に反映されている。市の委託事業とタイアップし、地域支援事業として「生活困窮世帯外部学習支援にじいる塾」を継続的に取り組んでいる。地域貢献として市のまつりや市青少年課の催しに参加し、近隣地区と交流を図り、グラウンドの開放、防災協定を結ぶ等、地域コミュニティの活性化に努めている。</p> <p>被災時における地域住民の安全・安心のための備えや支援のため、避難所としての役割の検討が望まれる。</p>		
Ⅲ 適切な養育・支援の実施			
Ⅲ－1 子ども本位の養育・支援			
Ⅲ－1－（1） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
着眼点	○	1 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
	○	2 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
	○	3 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	○	5 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
コメント	<p>子どもを尊重した養育・支援の実施の取組については、法人の経営方針に「利用者の人権を尊重し、安心・安全・快適なサービスの提供に努めます」と記載され、利用者の自己決定と選択の尊重、及び職員への倫理教育の充実、周知が明示されている。事業計画に子どもを尊重し、人権に配慮した養育・支援が記載され権利擁護に関する具体的な取組が明記されている。職員には、倫理綱領や行動基準を周知し日々の支援に取り組んでいる。支援計画の基本活動に児童の意見を聞くことが記載され、チェックポイントに児童の意見を尊重し無理のない目標設定をさせることが明記されている。新人職員への倫理綱領の研修や権利擁護・虐待防止研修等が実施され、職員は、食事時間等に子どもの意見を聞くよう心がけ、児童会議や支援会議等で確認し対応している。</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢について、生活場面における各種支援の標準的な実施方法等への反映が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント	<p>プライバシー保護に配慮した養育・支援については、第4期経営計画の利用者に対する姿勢、人権の尊重の考え方において「利用者のプライバシー、個人情報を守り、信頼性の高い福祉サービスを提供する」と明示されている。職員の行動基準に、プライバシー保護に関する姿勢が明示されており、新人研修や会議等で理解が図られている。日々の養育・支援においては、居室に入る際はノックで合図し、入浴は、幼児以外は一人ずつ入るようにしている。電話の取り次ぎは、相手の名前を聞いた上で子ども本人に確認している。中学生以上は一人部屋とし、2人部屋の場合は、ロールカーテンで仕切り、プライバシー保護に努めている。保護者から他の子どものことを聞かれる場合は、個人情報やプライバシーに関することは答えられない旨を伝えている。子ども同士の場合も他の子どものことは勝手に言わないよう伝えている。</p> <p>生活場面における各種支援の業務マニュアルに、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の追加が望まれる。</p>		
Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
着眼点	○	1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
	○	2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>子どもや保護者等に対する養育・支援の利用に必要な情報の提供については、パンフレットや学園だより、入所のしおりが準備されている。パンフレットや学園だよりは、学園の行事や様子等が写真や大小色合いのよい文字使いで読みやすく分かりやすい内容となっている。入所予定の子どもや保護者には見相で施設についての説明がされ、入所当日、ほとんどの子どもは見相の職員が引率して入所している。施設では課長や職員が部屋割りや1日の流れを説明し、本人用のコップやお箸等を自身に選ばせている。入所初日の夕食時等に子どもたちに紹介して、子どもの不安感の軽減に努めている。施設見学等の希望は今のところないが、希望があれば対応する予定である。コロナ禍以前は保護者会等を開催し、子どもや保護者、職員と一緒にカレーや菓子等を食べながら交流し、情報提供を行った実績もある。</p> <p>入所のしおり等、施設を紹介する資料については、誰にでも分かるような工夫が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		a
	着眼点	○ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
		○ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
		○ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		○ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>子どもや保護者に対する養育・支援の開始・過程における説明について、入所にあたっては、子どもや保護者に対して児相による説明が行われ、入所の同意が書面で残されている。一時保護で対応し、その後、入所となるケースが多く、児相が付き添っての入所が一般的となっている。入所時の子どもの不安感を受け止め、食事やおやつ、お風呂等の時間について説明し、各部屋等の施設内を案内している。施設生活のルール等は、心身が安定して落ち着いた頃に説明している。子どもの好みや希望に添い、保護者の意見も聞きながら支援している。入所時にゲーム機器を持参し、小遣いで自転車等を購入する子どももいる。自立支援計画は、子どもが施設に慣れた頃、子どもが理解できる範囲で説明し同意を得ている。以前は保護者会を開催して保護者に説明することもあったが、コロナ禍においては電話で説明し情報提供を行っている。意思決定の困難な場合は、児相と連携のもと、支援会議やケース会議で情報や対応を共有し支援している。</p>		
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		b
	着眼点	○ 1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
		○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
		○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>養育・支援の措置変更等にあたっての継続した対応については、児童相談所と家庭支援専門相談員（SFW）が本人と家族に説明し確認している。島外から入所した子どもは、自宅近隣の高校等への入学が多いため、子どもに不利益が生じないように中学3年の夏休み中に他施設への移行手続きを済ませ、2学期から島外の学校に通えるよう配慮している。家庭等への移行の際、これまで施設が預かっていた保険手帳や通帳、私物等の一つ一つ確認しながら返却している。退所後も子どもや保護者が相談したい時は、担当者だけでなく他職員も対応する旨を口頭で説明し伝えている。</p> <p>家庭等への移行にあたっての養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書の作成、及び子どもや保護者に対し、退所後の相談方法や担当者等を記載した文書の提供が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。		
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	<input type="radio"/> 2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	<input type="radio"/> 3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
	<input type="radio"/> 4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。
	<input type="radio"/> 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>子どもの満足の向上を目的とする取組としては、毎年施設サービスアンケートと給食嗜好調査を行っている。職員は、日常生活の中で子どもたちとコミュニケーションを図り、一人ひとりの不満や要望を聴くように努めている。施設サービスアンケートは管理課長が担当し、集計後は職員会議で分析・検討している。施設サービスアンケートの「依頼していた文具が職員の引継ぎがなくて提供してもらえなかった」や「トイレが臭い衛生が保たれてない」等の意見に、職員間で申し送りの周知徹底に努め、トイレ清掃の役割分担を子どもたちと確認し、見守りや声かけを行うことで改善されている。児童会議は、支援困難児への対応やコロナ禍により不定期の開催になっている。児童会議に職員も参加して子どもの意見や要望等を把握している。児童会議には、ほぼ全員の子どもが参加し、自分たちで作成した「パソコン使用のルールに違反した場合の対応」の見直し等について意見交換が行われている。</p> <p>子どもの満足に関する調査結果等は、子どもが集う食事時間等に口頭で報告しているが、把握した結果については、子ども参画のもとで分析・検討し、具体的な改善に取り組むことが望まれる。児童会議は、子どもたちが主体的に活動し、意見表明ができる場として機能できるよう定期的、継続的な開催が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ－１－（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
着眼点	○ 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、「法人の苦情対応要綱」が整備され、施設長を苦情解決責任者、管理課長と保育士の2名を苦情受付担当者とし、第三者委員2名を設置している。苦情解決の体制をわかりやすく説明したポスターを玄関ホールに掲示している。子どもには「権利ノート」を活用して説明し、保護者には苦情解決の仕組みを記載した「入所のしおり」を配布し保護者会議で説明しているが、コロナ禍により現在は中断している。男女各寮には、「お話ボックス」（意見箱）を設置し、低年齢児等が関心を持てるようイラスト入りの記入用紙が備えられている。意見箱は、月1回管理課長と他職員の2人体制で開封し、記録後は意見等を申し出た子どもに管理課長が対応している。権利ノートで説明を受けた子どもが、児相分室に電話や直接出向く等で相談したケースもある。施設アンケートの「浴室給湯器の温度が低い」や「お湯の出が悪い」等には、職員会議で検討し修繕等の対応がされている。法人の苦情対応要綱には、「苦情や意見箱の意見等があった場合は、毎月法人事務局に報告し、対応内容等をホームページで公開する」ことが明記され、苦情等があった場合は公開されている。</p> <p>「入所のしおり」への苦情解決の仕組みの追記、及び第三者委員の連絡先（電話番号）の記載に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。		a
着眼点	○	1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選ぶことをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント	<p>子どもが相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、年1回、職員と子どもと一緒に「権利ノート」を読み合わせ、複数の相談先や方法があることを伝えている。苦情解決のポスターに苦情受付担当者や第三者委員、県の福祉サービス運営適正化委員会を記載して掲示している。子どもたちが相談しやすく意見を述べやすい場所として居室や心理療法室、談話室、自立支援室等が確保されている。職員は日常的に子どもたちに声かけし、子どもの話を聴くよう努めている。「権利ノート」を活用して児相分室へ電話し、直接相談に出向いた子どももいる。</p> <p>子どもアンケートで「ここでの暮らしで『嫌だな』『困ったな』と思ったときに施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか」の質問に7割の子どもが「はい」と回答し、「あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい大人の人がありますか」の質問には、8割が「はい」と回答しており、更なる周知への取組に期待したい。</p>		
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
着眼点	○	1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○	5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	○	6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>子どもからの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応として、職員は日々の子どもとの関わりの中で、子どもが相談しやすく意見を述べやすい雰囲気づくりに努めている。職員は、児童会議に参加して意見や要望等を聞き、意見箱を設置し、施設サービスアンケートを実施する等、子どもの満足度や意見等の把握に努めている。子どもから相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等については、「法人の苦情対応要綱」や「意見箱の設置要領」が対応マニュアルとして整備されている。職員は、子どもの相談や把握した意見について、子どもの希望に応えられない場合は、その理由を丁寧に説明している。子どもアンケートの「施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来について聞いてくれますか」に100%が「はい」と回答している。</p> <p>対応マニュアル等は、施設の実態に合わせて職員の役割分担や記録の作成及び報告までの手順等について、年に1回検証し、見直していくことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、「リスクマネジメント実施要綱」を整備し、リスクマネジメント委員会が設置され、委員長（リスクマネジャー）は管理課長となっている。事故発生時の対応について、「急患の観察事項マニュアル」や「事故発生時の通報、連絡要綱、救急対応マニュアル」、「不審者対応マニュアル」が作成されている。事故報告書やヒヤリ・ハット報告書が作成され、リスクマネジメント委員会で再発防止に向けて検討し職員に周知されている。定期的に施設内（建物内、敷地内）の安全点検を行い、劣化したブラコンのボルト等の交換に取り組む等、安全対策を講じている。登校時は、毎日通学路の安全パトロールを行い、施設への不審者侵入対策として2階と1階に防犯カメラが設置されている。</p> <p>事故防止策として他施設で発生した事件事例等を積極的に収集し、その事例をもとに職員参画による改善策や再発防止策の検討、及びベランダデッキの対策が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
	着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
		2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
		○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
		○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
		○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、「感染症対応マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を作成し、「感染症対策委員会設置要綱」に基づき、施設長を委員長にした感染症委員会が開催されている。定期的に「施設内の感染症対策」や「新型コロナウイルス感染予防対策」等の職員研修が実施されている。施設内で感染症発生時は、隔離スペースを確保し、防護服とマスクの着用を徹底し、感染拡大の防止に努めている。手洗いやうがい、手指消毒や検温チェック、マスク着用やペーパータオルの使用等の徹底に努め、室内の清掃は消毒チェックリストを作成し、床や机等、手で触れるもの全てをアルコール75%で消毒して、感染症の予防策が講じられている。</p> <p>感染症対応マニュアルは、施設で発生が予想される感染症ごとの対応方法の作成、および検証・見直しが望まれる。新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについても、行政が示す基準に沿って随時見直すことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。	
	○	2 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	○	3 子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組は、災害時の対応体制が消防計画の「自衛消防組織と任務分担」に明記されている。災害対応マニュアルとして「火災・地震対策や津波・豪雨・台風の暴風雨対策要綱」が作成されている。消防避難訓練は併設の障害者福祉施設と合同で計画して実施されているが、コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言や施設での感染症発生等で中止した月もある。昼夜を想定した避難訓練を実施し、報告書が作成されている。子どもの安否確認の方法は、点呼や学校への連絡とし、訓練時に確認している。避難場所も火災時はグラウンド、地震発生時は近くの宮古厚生園となっている。令和2年作成の非常災害対策計画書には、「災害の種類毎に立地条件から予測される危険性の把握や災害時の連絡先の整備及び通信手段の確認」等、事業継続計画(BCP)の内容が含まれている。年2回の防火用設備の点検と毎月の太陽光発電の電気設備保安点検が行われている。施設向かいの企業と「災害時における社会福祉施設との対応に関する協定書」を結び、災害時の協力体制を構築している。備蓄は自家発電機やガス釜、医薬品等が用意され、食料の備蓄リストと献立表を作成し、非常食として3日分を確保し、栄養士が管理・更新している。</p> <p>事業継続計画については、災害発生時においても養育・支援の継続方法や手段、必要な対策等について検証・見直しを行うとともに、迅速な対応に向けて職員研修や訓練(シュミレーション)の実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保			
Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
		2 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	<input type="radio"/>	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	<input type="radio"/>	4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
コメント	<p>養育・支援の標準的な実施方法（マニュアル）の文書化については、実習生受け入れやボランティア規程、感染症対応や新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、支援計画票作成マニュアル等が作成されている。「法人の苦情対応要綱」の苦情対応の公開には、プライバシーへの配慮が記載され、支援計画票作成マニュアルには、子どもを尊重する姿勢として「子どもの意見を確認すること」と記載されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるよう職員室に設置し、新任職員には、新任研修時に施設長や管理課長から業務手順等について説明されている。マニュアルに基づいて実施されているかについては、毎年、正規職員を対象とした人事考課時に業務標準書（マニュアル）に沿って施設長と管理課長が評価・助言を行っている。</p> <p>マニュアルに子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢の明示、及びマニュアルに基づいて実施されているかどうかの確認が望まれる。</p>		
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
着眼点		1 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
		2 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
		3 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	<input type="radio"/>	4 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント	<p>標準的な実施方法について見直しをする仕組みの確立について、マニュアルは作成時のままとされている。入浴支援マニュアルに「プライバシーの確保のために中学生以上は個室とする」とあるが、現在は幼児以外は個室の実施に改善されている。子どもや職員から「アルバイト取扱要綱」や「携帯電話規程」、「部活動取扱要綱」等が子どもたちの現状のニーズに合わないとの声があり、見直しが課題となっている。施設の課題として「各種マニュアルの整備」が明記されている。</p> <p>マニュアルは、検証・見直しに関する時期やその方法を施設として定め、年1回検証し、必要に応じて見直すことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
着眼点	<input type="radio"/> 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	<input type="radio"/> 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/> 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/> 4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	<input type="radio"/> 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
コメント	<p>アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定については、「支援計画票作成マニュアル」に沿って策定し、責任者は管理課長となっている。アセスメントは、新しく入所する子どもについては、児相のアセスメント票を活用し、継続の子どもについては、日々の支援記録やケア会議等で把握している。児相職員との施設ケア会議に全職員が参加し、主治医や地域の関係機関の情報や子どもの支援状況等から課題を確認し、支援方法等を協議している。自立支援計画は、担当職員が原案を作成し、心理療法担当等専門職員を含め、全職員で内容を確認している。自立支援計画には、子どもと保護者の意向や支援目標等が明記されている。策定された自立支援計画は、管理課長と施設長の決裁後に児相に提出している。登校に対する不安や子ども間の関係性の課題等、支援困難ケースは、全職員が参加するケース会議を開催し、支援方法を検討し対応している。</p> <p>自立支援計画の作成にあたっては、統一した様式として児相のアセスメントシートの活用が望まれる。</p>	
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/> 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/> 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/> 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/> 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	<p>自立支援計画の評価・見直しは、半年毎に実施している。「支援計画票作成マニュアル」が作成され、見直しを行う時期、検討会議の種類や参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等が記載されている。自立支援計画は年2回、7月と2月に開催する児相職員との施設ケア会議を経て、担当職員が自立支援計画の短期目標に沿って支援内容の評価・見直しを行っている。見直した自立支援計画は、全職員で合議して確認し、内容を共有している。</p> <p>入退所を繰り返す子どもについては、その都度、自立支援計画を作成しているが、マニュアルに、自立支援計画書を緊急に変更する場合の仕組みの追加が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	<input type="radio"/>	2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	<input type="radio"/>	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	<input type="radio"/>	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	<input type="radio"/>	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>子どもに関する養育・支援の実施状況の記録については、パソコンのネットワークシステムが導入され、施設が定めた統一した様式に各職員が記録している。保育士や心理療法担当等の職員による自立支援計画にもとづく養育・支援の実施が児童日誌や幼児日課記録に時系列に反映され、ネットワーク化により日々の子どもの状況が全職員で確認・共有できるようになっている。記録する職員で書き方に差異が生じないように、法人の「記録の書き方」の職員研修を受講し、現任職員による新任者への指導が行われ、記録システム導入時は入力方法や記録の仕方が説明されている。朝は引継ぎ簿で子どもの状況を共有し、毎月開催する職員会議や支援会議、ケース会議に全職員が参加して情報を共有している。</p>		
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/>	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/>	3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/>	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/>	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/>	6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制については、法人の「個人情報保護規程」や「文書取扱規程」が整備され、子どもの記録等についての利用及び提供の制限、漏洩防止、廃棄等が規定されている。「就業規程」の服務規律や「運営規程」に職員の守秘義務と個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が明示され、違反した場合の懲罰が規定されている。職員採用時は、個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させている。記録管理の責任者は管理課長となっており、子どもの記録等は鍵付きの棚に保管されている。職員には年2回法令遵守や職員倫理綱領の確認を行い、個人情報保護の理解に努めている。個人情報の取扱いについて、子どもには「権利ノート」を活用して説明し、保護者には「入所のしおり」で説明すると共に「学園だより」への子どもの写真掲載についても説明されている。</p>		

評価項目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	着眼点	○ 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
		○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
		○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
		○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
		○ 5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
コメント	<p>子どもの権利擁護に関する取組の徹底について、指針に基づく権利擁護の内容として、子どもの意向の把握に関しては児童会議を実施し、毎年の施設サービスアンケートと給食嗜好調査を実施して改善に取り組んでいる。同時に、子どもが意見や苦情を述べやすい環境整備に配慮している。自立支援計画は、子どもと面談して必ず子どもの意向を確認して作成し、養育・支援を実施している。権利についての説明は毎年「権利ノート」を読み合わせ、子どもの尊重と最善の利益の考慮については、法人の職員倫理綱領や漲水学園職員行動基準等に、子どもの権利擁護に関する基本的な考え方が明示されている。子どもの最善の利益の実現に向けて「サービス提供方針」を作成し、職員倫理綱領とともに玄関ホールに掲示している。DVD視聴等で権利擁護について学び、倫理委員会による「個人の尊重と人権擁護」についての研修を受講している。職員は、法人の倫理綱領自己評価チェック表で自己評価を実施し、被措置児童等虐待対応については「虐待防止マニュアル」が作成され、権利侵害の防止と早期発見に努めている。就業規程の服務規律に「職場内で政治、宗教活動を行わないこと」を明示し、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障し、権利が損なわれないよう努めている。</p> <p>児童会議の毎月の開催、及び苦情対応会議への子どもの参加等、子どもの意向等への積極的な取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
	<input type="radio"/>	2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
	<input type="radio"/>	3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
	<input type="radio"/>	4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
	<input type="radio"/>	5	年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。
コメント	<p>子どもに対し、自他の権利についての正しい理解を促す取組として、「いいタッチ・わるいタッチ」の絵本を活用し、「男女の体の違い」や「自分と他人との距離感」等を教え、各寮に「悪いタッチ」を掲示し周知している。子どもの権利については、「権利ノート」を活用して説明している。「権利ノート」は、児相で配布され入所時に説明するとともに、年1回、職員と読み合わせをしている。低年齢児には、紙芝居や絵本を活用して年齢に配慮した工夫をしている。自傷行為のある子どもに「大切な体」の本を読み聞かせ、寄り添う支援に努めている。子ども間のトラブルは、双方から話を聞き「相手の立場になって考えるように」と助言している。職員は「子どもの権利を守るために叱らない子どもの支援」の研修を受講し、子どもたちへの穏やかな対応を心がけて支援している。各寮に幼児がおり、中高校生が抱っこして可愛がり、食事の面倒を見る等、子ども同士の思いやりの支援がみられる。併設の障害者福祉施設の利用者とも各種行事を合同で行う等、日常的に交流している。</p> <p>子ども一人ひとりが大切な存在であり、自他を傷つけないように更なる取組に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組			
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	<input type="radio"/>	2 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	<input type="radio"/>	3 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	<input type="radio"/>	4 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
	<input type="radio"/>	5 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	<input type="radio"/>	6 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	
コメント	<p>子どもの発達状況に応じて職員と一緒に生き立ちを振り返る取組について、子どもの出生や生き立ち、家族の状況等の子どもへの伝え方について、子どもが聞いてきた時は、児相と調整したうえで担当職員が対応している。ケース会議で、子どもの発達段階や個別の事情に応じて伝え方や内容を話し合い、慎重に対応している。事実を伝えた後は、子どもの様子を観察し、子どもの気持ちに配慮して対応している。子どもの成長がわかるように、入所時から折に触れて職員が子どもの写真を撮り、退園時はアルバムを作成し提供している。子どもと職員と一緒に写真を整理しながら、成長の過程や生き立ちの振り返りに繋がっている。卒園する子どもには、アルバムと一緒に子どもが好きなハンバーグや習得してほしい沖縄料理のレシピ等も渡されている。</p> <p>子どもの出生や生き立ちを伝えるにあたっては、施設全体で子どもの気持ちに寄り添えるよう更なる取組に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等			
49	A④	① 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
着眼点	○	1	体罰や不適切な関わり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規程」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
	○	2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○	3	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	○	4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○	5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>職員による不適切な関わり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合の取組については、法人の就業規程にもとづいて厳正に処分を行う仕組みが明文化されている。虐待防止マニュアルには、不適切な関わりを発見した場合は施設長へ報告する等が明記されている。職員は毎年虐待防止チェックリストでチェックし、集計分析した結果をケース会議で審議し、不適切な関わりの有無について確認している。子どもが自分自身を守るために、権利ノートをもとに職員が伝え、「よいタッチ・わるいタッチ」を教えることで子どもが自ら訴えられるよう支援している。被措置児童等虐待が疑われる事案が生じた場合は、施設内で検証できる体制が整備されている。意見箱を設置し、第三者委員のポスターを掲示している。職員は、被措置児童等の虐待防止や権利擁護に関する研修会で学び、理解を深め、不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。被措置児童等虐待対応ガイドラインは職員に所持させている。</p> <p>届出者や通告者が不利益を受けることのないよう、就業規程の服務規律等への記載、及び虐待防止マニュアルへの追記が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア			
50	A⑤	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。 <input type="radio"/> 2 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。 <input type="radio"/> 3 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。 <input type="radio"/> 4 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
	コメント	<p>子どものそれまでの生活のつながりの重視や移行期の支援については、入所児童の情報などは事前に職員間で共有している。入所時の当番職員が、子どもが持参した私物を記録し写真でも残している。部屋で一緒に片づけながら、話をゆっくり聞くようにしている。入所初日は温かく迎えることができるよう、他の子どもに紹介し、年齢に関係なく寄り添う対応を心がけている。乳児院等の他施設からの入所の場合は、施設職員が付き添ってくるなどの配慮がされている。家庭復帰に向けては、家庭支援専門相談員を中心に調整して対応するなど、家庭と子どもの間において個々の子どもに合った支援を心がけている。</p> <p>入所時や家庭復帰、施設変更にあたり、子どもの不安感などを受け止めるとともに、安定した生活が送れるよう、更なる支援が望まれる。</p>	
51	A⑥	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。 <input type="radio"/> 2 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。 <input type="radio"/> 3 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。 <input type="radio"/> 4 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。 <input type="radio"/> 5 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。 <input type="radio"/> 6 退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
	コメント	<p>安定した社会生活のためのリービングケアと退所後の支援については、高校生を中心に支援している。退所後の生活に向けては、自立支援室を活用して、支援計画に沿って2泊3日の日程で調理を中心に教えている。退所後の窓口は家庭支援専門相談員となっているが、子どもには担当職員共々、いつでも対応できることを伝えている。アフターケアとして、本島に就職や進学した場合は沖縄県委託事業の「虹のしずく」と連携して対応している。職員が出張等を利用した面会なども行われ、退所後の情報把握にも努めている。園の行事等に退所者も来園して手伝うこともあり、成人式等で里帰りした場合は一緒に食事会をするなどの支援も行っていたが、コロナ禍で中止している。</p> <p>退所者の状況の把握に努めた記録の整備、及び定期的に退所者が集う機会や交流の場の確保が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
着眼点	○	1 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
	○	2 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
	○	3 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
	○	4 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
	○	5 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
コメント	<p>子どもが表出する感情や言動については、子ども一人ひとりの背景を職員が理解し、寄り添い、その時々の子どもの思いに配慮しながら声をかけ、1対1で時間をかけて話を聞くようにしている。興奮した場合はクールダウンできるよう配慮し、課題がある場合は、その原因について「どうしたらよかったか」など、本人が自ら理解できるような支援に努めている。ケース会議等において、家族関係や親子関係などの生育歴や現状を把握し、子どもの内面を理解するように努めている。中高校生が学年末や新学期に向けての不安で、幼児の行動に声を荒げ、幼児が大泣きしている場面では、「お部屋見ないでと言われたら、いいよって言うまで見たくても見てはいけないのよ」と幼児にわかりやすく伝え、進級や進学への不安から声を荒げなくなる気持ちを理解するように配慮している。毎年、施設サービスアンケートを実施し、子どもの思いを理解するよう努めている。</p> <p>幼児や低学年、自分の気持ちをうまく表現できない子どもに対しても職員間で連携し、全ての子どもが、様々な場面で受け止めてもらえる更なる支援が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
	<input type="radio"/>	2 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
	<input type="radio"/>	3 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
	<input type="radio"/>	4 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
	<input type="radio"/>	5 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	<input type="radio"/>	6 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
コメント	<p>日常生活を通じた基本的欲求の充足については、学校生活の様子を日々雑談のように聴くことに心がけ、雑談の中から、子どもの欲求を見だし、満たすよう工夫している。遊びや活動に必要な教材や玩具を要望に応じられるように用意し整えている。パソコン使用のルールについて児童会議で決定した内容（1年間使用禁止）を再度話し合い、ルール改正に向けて子どもに働きかけ、柔軟に対応できることを支援している。休日の外出先などの要求に、子どもの意思を尊重し、その場にいる職員で安全面に配慮し、子どもとの関係性を重視した対応をしている。子どもから「自転車購入がスムーズに進まない」などの相談があり、担当者を含め職員間で共有し早めに購入できるよう支援している。日課で、個別学習やサッカー、キャッチボール、絵本の読み聞かせ等、個別で触れ合う機会を設けている。子どもたちは、夜は職員が宿直室にいることを知っており、夜間目覚めた時に自ら来ることもある。宿直室では小さな物音でも響くので、物音等には随時見守りを行い、安心して過ごせるよう配慮している。職員一人ひとりが子どもとの信頼関係を築くような関わりが実践されている。</p>		

評価項目			評価結果
54	A⑨	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
		<input type="radio"/> 2 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
		<input type="radio"/> 4 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
		<input type="radio"/> 5 つまづきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
	コメント	<p>子どもが自ら判断し行動することのできる見守りと支援について、小学生からは自分でできる食事の準備や片付けを発達に応じて役割分担している。自分から進んで行えるよう、職員は指示よりも待つ姿勢を意識しながら個々に合った声かけをしている。小学校5年生からは自分で洗濯できるよう支援し、宿題などは19時から20時までの学習時間に自ら取り組めるよう促している。今年度は、忘れ物をなくし家庭学習が身につくように「生活・お手伝いシート」を作成し、できた時はシールを貼ることにしている。職員からその都度ほめられることで忘れ物が減り、昨年まで家庭学習が手につかなかった子どもが自ら取り組めるようになってきている。学校で「多読賞」や「ぴかぴか賞（歯がきれい）」等もらった場合は、みんなで喜び讃えている。日頃から子どもをほめる支援を心がけ、自己肯定感を育成している。進路決定においては職員間で進路を話題にし、子どもの意識を高め、目標をもって頑張れるよう支援している。「挑戦したいができなかったら」との不安な気持ちを理解して、スポーツクラブ体験に同行し、公園の大きな滑り台等の遊具に挑戦する姿勢を励まし、その子の気持ちに寄り添い、フォローし対応している。子どもアンケートにおいて「施設の大人の人たちはあなたが成長していく為に取り組む目標、あなたの将来について話を聞いてくれますか」には100%が「はい」と回答している。</p>	

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
着眼点	○	1 施設内での養育が、年齢や発達状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	○	2 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じている。	
	○	3 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	○	4 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	○	5 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	○	6 幼稚園等に通わせている。	
		7 子どもの学びや遊びを保障するための資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	
コメント	<p>発達に応じた学びや遊びの場の保障については、食事や入浴、学習などの日課に沿って、施設内での養育・支援がなされている。子どもたちは私物のゲーム機で遊び、施設で用意されたピアノや楽器(ギター・ドラム等)の演奏をしている。中庭には幼児用の滑り台やブランコ、鉄棒などが設置されている。図書室には国語辞典や歴史の本等が準備されて、パソコンの使用も可能である。静養室や幼児部屋などにも絵本やままごと等の玩具が準備されている。学校からの配布物は各部屋の壁に掲示し、職員は情報を把握し支援している。中学生以上は自転車の所持も認められている。「買い物に行きたい」や「ドライブ、外出したい」との要望に、その日の勤務職員数の関係上、すぐには対応できない場合は、子どもが納得できるように説明している。幼児2人のうち1人は地域の幼稚園に通っている。</p> <p>幼児は、3歳児から集団や同年齢との関わりが必要な為、3歳以上児はこども園や幼稚園へ通園できる支援が望まれる。施設内で、食事の黙食や常時のマスク着用により、子どものストレスが発生している状況において、ストレスなく基本的な生活習慣が確立できるよう、更なる支援や配慮が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
56	A⑩	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
	着眼点	○ 1	子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
		○ 2	子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。
		○ 3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
		○ 4	発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
		○ 5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。
コメント	<p>基本的生活習慣や社会規範、生活技術の習得については、食堂や居室、浴室等の掃除、食事当番など、日常生活の場で役割分担して、各々の役割を行うことで習得できるよう支援している。個人で身に付ける習慣として、帰ったら「ただいま」の挨拶と手洗い・うがいをする、食器の並べ方、箸の持ち方、週末の靴洗い、自転車の乗り方等、家庭生活で身に着けることを支援している。子どもが守るべき規範として、「悪い言葉づかいや暴力はしない」等、日常的に伝え、必要時は児童会議で子どもと職員と一緒に話し合っている。幼児が物を投げたり、正しい言葉使いができなかった時は、「なぜ注意を受けたのか。どうしたらいいのか」を丁寧に繰り返し話し合い、正しい行いについて子どもが考える場を設けている。入浴や洗濯、清潔や健康面の自己管理ができるような支援に努めている。</p> <p>インターネットの使用について規制し、スマホを保持している子どもには取り扱いについて支援しているが、これから保持する子どもも含めてSNSやネットの扱い方（ゲームの課金、ネット通販等）等、社会状況に応じた支援が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
着眼点	○	1	楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
	○	2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
	○	3	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
	○	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
	○	5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。
コメント	<p>楽しみながら食事ができる工夫については、厨房で調理された食事は保温庫で各寮に運ばれ提供されている。子どもが配膳し仲間と会話しながら食べている。食事の席は、幼児等は職員の側に配置し、子ども同士の関係性にも配慮して指定席としている。アルバイトをしている高校生には、保温庫や冷蔵庫を活用して適温提供をしている。子どもの嗜好などを把握する目的で年2回、残食調査やアンケートを行い献立に反映している。子どもがおやつや食事をつくる機会として、夏・冬休みを利用して、ドーナツやケーキ、ムーチャー等を作っている。</p> <p>食事時間の幼児等への配慮、昼食は幼児の年齢に適した献立や味の工夫、及び献立に人参しりしりーやくーぶいりちー、宮古そばが提供されているが、郷土料理や伝統料理等の追加が望まれる。</p>		
A-2-(3) 衣生活			
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
着眼点	○	1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	○	2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
	○	3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
	○	4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
	○	5	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
	○	6	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。
コメント	<p>子どもの衣習慣の習得や衣服を通じた自己表現の支援については、季節や子どもの体に合った衣服を提供し、学校行事等の式服や体育着なども準備されている。普段は使用しない式服は、職員が管理し必要時に提供している。小学生までは上履きや靴、体育着などは職員と一緒に洗いながら支援している。幼児は、職員と一緒に衣類をタンスに片づけ、小学生には声かけしながら確認している。中学生以上は自ら洗濯し制服にアイロンをかけ、職員の見守る中でユニフォームのゼッケンを自分でつけている。子どもの状況やTPOに合わせて、子どもの希望を聞きながら夏服と冬服を購入する機会を設け、場に応じた衣類の着用ができるよう支援している。</p> <p>子どもがTPOに合わせた服装や衣習慣の習得が主体的に行える更なる支援、及びどこの店舗でも好きな衣服が購入できる検討に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(4) 住生活			
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
	着眼点	○ 1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
		○ 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
		○ 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
		○ 4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
		○ 5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
		○ 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。
		○ 7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>安全・安心が感じられる居室等施設全体の整備については、居室入口の柱の角に危険防止のカバーをしている。女子寮は、洗濯干し場の窓に格子を設置し、勝手口に施錠する等、安全に配慮している。入所数が定員を下回っており、中学生以上は1人部屋として使用している。2人部屋には中央にロールカーテンが設置され、必要時は仕切れるようになっている。入浴用のタオルやシャンプー、リンス等、好みの品を購入している子どももいる。玄関や食堂、廊下、図書室など随所に観葉植物が設置され、廊下等の壁の張り紙や折り紙は幼児の目線に配慮し、帰ってきた子どもたちが目にしやすいカウンターに金魚等の水槽が設置され癒しの空間となっている。食堂は毎食後、テーブルを拭き、食器を洗い、片付けて掃除をし、清潔に保たれている。週末の日課として浴室や洗面所、居室の掃除、各自のロッカーの整理整頓があり、住生活の習慣が身につくよう支援している。</p> <p>ホール横のテラスの修繕、及び小規模グループでの養育に向けての検討が望まれる。</p>		
A-2-(5) 健康と安全			
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	着眼点	○ 1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。
		○ 2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
		○ 3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
		○ 4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
コメント	<p>医療機関との連携による子どもの心身の健康管理について、毎月の嘱託医による健診は看護師が立ち合い、必要時は職員同伴で医療機関を受診している。服薬が必要な場合は、主治医とともに子どもに説明し、施設での服薬の管理は看護師が1週間分を確認し、職員が与薬している。随時、感染症委員会が開催され、コロナ感染症の対策などに関する学習会を設けて知識を深めている。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(6) 性に関する教育			
61	A⑩⑥	① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	着眼点	○ 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。
		○ 2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
		○ 3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。
		○ 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。
コメント	<p>他者の性を尊重する心や性についての正しい知識を得る機会の確保については、子どもの年齢や発達状況に応じて、「いのちってスゴイ（赤ちゃんの誕生）」の絵本や紙芝居を見せながら、子ども同士の距離感や性について伝えている。小学校5年生の女子には、宿泊学習前に生理について説明するとともに、宿泊時には生理用品を準備して持たせるなど、性に関する疑問や不安に対応できるようにしている。</p> <p>性について正しい知識が持てるよう、児童指導員や保育士、心理療法担当と共同で年齢や発達状況に応じたカリキュラムを作成し、カリキュラムを活用した学習会等の実施が望まれる。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑩⑦	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	着眼点	○ 1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもを安全を図る配慮がなされている。
		○ 2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
		○ 3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
		○ 4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
コメント	<p>子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対しては、子ども同士での不適切な関わりがあった場合は、それぞれを別の場所に誘導し、人の嫌がることはしないよう説明している。職員への暴言等があった場合は、子どもが自室に戻り本人が落ち着くまで待つなどの配慮をしている。自己領域である本人の部屋が落ち着く場所となるように気配りしている。暴言等により職員が特定の子どもに苦手意識を持つようであれば、ベテラン職員が中心となって対応の振り返りを行うようにしている。児相分室の相談員と連携し、子どもの行動について話し合う機会がある。心理療法担当が専任となったことにより、児童指導員等がその場で助言をもらって対応できるようになっている。子どもの行動上の問題が起きた時は、児童相談所や警察、他の専門医療機関への入院、要対協等との協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。</p>		

評価項目			評価結果
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
着眼点	○	1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
	○	2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
	○	3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
	○	4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
	○	5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
	○	6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。
コメント	<p>子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じない取組については、職員の配置に複数担当制を取り入れている。職員室近くの部屋から入居させ、中学生以上は一人部屋としている。トイレが構造上死角となりやすいため、常に電気をつける等の配慮をしている。職員間で、目が届きにくい場所があることを共通認識して仕事をするよう声かけをしている。生活グループの構成、及び居室や食堂の座席の配置等は、子どもの意見を聞き、職員が関係性に配慮して決定している。子ども間の暴言や威圧的な言動については、児童会議で権利ノートの読み合わせをして、対応策について話し合うよう促している。課題のある子どもや入所間もない子どもの場合は、児相の情報と入居してからの行動観察を基に支援している。施設長が昨年度に実施した児童アンケートでは6割の子どもが「漲水学園に気軽に相談できる職員がいる」と回答している。アンケート結果から職員と子どもとの関係性や施設での生活習慣や社会性の確立について課題が明確にされ、改善の取組に対応できる体制がある。子ども間のいじめや命に関わるような暴力が見受けられた際は、その場で担当の指導員が個別に対応し、ケース会議で協議されている。</p> <p>子ども間の性的被害を把握した場合、最終的には警察介入で対応している。子ども間の暴力、威圧的な言動に対する職員の支援方法について体制の強化が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
	<input type="radio"/>	2 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
	<input type="radio"/>	3 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
		4 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	<input type="radio"/>	5 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
	<input type="radio"/>	6 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	
コメント	<p>心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援については、心理療法担当が毎年、子どもの担当職員と面接し、職員から見える子どもの状況を把握し、15人の児童に対して心理支援プログラムが策定されている。ケース会議に参加し「見立て」を提案するなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。心理的ケアが必要な子どもへの対応に関するスーパービジョンについては、基幹的専門職員として2人が研修を修了し、実施されている。心理支援プログラムの対象となっている児童の保護者に対しては、面会時に、外出時の相談や助言を行っている。</p> <p>外部の心理専門員の配置によるスーパービジョンを受ける体制の検討、及び心理療法室は狭く、分電盤が設置され、面接中に子どもが驚く程の音が出ると定期的に出る為、1階の児童家庭支援センター療法室を借用している状況にあり、心理療法室の整備が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
着眼点	○	1 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	○	2 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	○	3 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	○	4 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	○	5 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
コメント	<p>学習環境の整備と学力に応じた学習支援については、居室に個別の学習机が設置され、図書室兼学習室にはパソコン3台と辞書、図鑑等が整備されている。パソコンの使用に関しては学習室に月ごとの使用時間を記入して児童が公平に使えるよう配慮されている。中学生3人と小学生3人が特別支援学級に通っており、学校等と連携がとられている。特に学力の低い子どもについては、1対1の指導も行われている。小・中学生は月～金曜日まで職員による学習支援の時間（19時～20時）を設けている。高校3年生が受験の為塾に通うことになっている。インターネットやパソコンの使い方については子ども同士で教え合っている。忘れ物や宿題の未提出について、職員会議で検討しチェックシート等による工夫をした結果、大幅な改善結果が得られている。</p> <p>一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、制度を利用した地域の学習塾の活用等が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
66	A②①	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。
	<input type="radio"/>	2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。
	<input type="radio"/>	3	就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。
	<input type="radio"/>	4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。
	<input type="radio"/>	5	学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。
	<input type="radio"/>	6	高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。
	<input type="radio"/>	7	高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。
	コメント	<p>進路の自己決定の支援については、施設長や担当指導員が本人の意向を確認し、必要な資料等を提供して自己決定できるように支援している。中学3年生が1人おり、高校進学助成金制度を利用している。高校3年生が3人おり、進学する子どもたちには「子供に寄り添う給付型奨学金助成事業」や「虹のファン」 「法人による基金」等の奨学金がもらえるよう支援している。卒園後の生活が自立できることを目標に、自立支援計画を本人と話し合い、2泊3日の日課を組んで自立支援室での自炊生活体験を実施している。進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制として、以前に高校中退後本人の意思で通信制高校を卒業した事例や中退後地域の企業を紹介し現在も継続勤務している事例がある。</p> <p>高校を中退した子どもの場合、必要に応じて施設での措置延長等の支援体制の確立に期待したい。</p>	
67	A②②	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。
	<input type="radio"/>	2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。
		3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
		4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
	<input type="radio"/>	5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。
	コメント	<p>アルバイト等を通じた社会経験の拡大の取組として、職場体験や職場実習については学校に任せている。「アルバイトの特例を認めるための取扱要綱」を策定し、高校生以上は、学業に支障がない者で、運転免許取得や進学準備資金、就職準備資金を目標とする場合に、誓約書を提出させて21時までアルバイトができるように定めている。アルバイトを通して社会の仕組みやルール、自分の行為に関する責任について認識できるように働きかけている。金銭管理については、金銭担当職員が管理し、指定口座に直接振り込まれる仕組みとなっており、その中から月5千円を自分で使える金額としている。現在、対象者が3人おり、アルバイト先は、コンビニと雑貨販売店の2事業所でレジ担当をしている。</p> <p>実習先等の開拓、及び実習等の効果を高めるため、協力事業主等との連携が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
68	A㉓	① 施設は家族との信頼関係づくりに取組、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
着眼点	○	1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
	○	2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
	○	3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
	○	4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切な関わりが発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
	○	5	子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。
コメント	<p>家族との信頼関係づくりの取組と家族からの相談に応じる体制の確立については、保護者説明会で窓口は家庭支援専門相談員であることを紹介し、施設と家族との連携を行うことが説明されていたが、コロナ禍で2年間中止している。今年度は12月に開催を計画している。F S Wの役割は、職員事務分掌に明記され、課会議や支援会議、職員会議、ケース会議や施設ケア会議に参加し、子どもと家族の意向や現時点での家庭復帰の可能性や今後の方向性、児相分室との連携などとなっている。面会記録等は業務日誌に記録し、個人記録簿に転送されるシステムになっている。面会や外出、一時帰宅後に当番職員が子どもや保護者と面談して経過を記録し、交流後の子どもの状態を把握するように努めている。子どもが帰りたくない意思表示する場合は、帰寮時間を2～3時間猶予するなどの配慮をすることもある。子どもに関する学校や地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、学校行事等は参加を呼び掛けている。</p> <p>管理課長が兼務している家庭支援専門相談員の業務である家族との連絡・相談等は、時間外対応も多く、家庭支援専門相談員の専任の検討が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
69	A④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
着眼点	○	1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。
	○	2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。
	○	3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。
コメント	<p>親子関係の再構築等のための家族への支援については、家庭支援専門相談員（FSW）により調整が行われ、それぞれの支援に応じた状況を記入し、FSWが親との面談等の状況を確認し家庭復帰の見立てを行っている。これまで行われていた面談や外出、一時帰宅、家庭訪問等が、コロナ禍の為に中止され、電話での調整となっている。児相分室担当者が家庭復帰に向けた話し合いを行い、家庭復帰の可能性と時期を課会議等で報告している。児相分室担当者は2人体制で毎日のように来訪していたが、コロナ禍の為に児相分室担当者との連携が減少している。</p> <p>親子関係再構築のための関係機関との更なる連携の強化が望まれる。</p>		